

## 使用料の計算方法

### 書道作品・美術作品・工芸作品、歌碑等の展示物・掲示物等

作品の件数は、歌詞・楽曲（楽譜）を別々に数えて合計した件数です。1曲の歌詞・楽曲（楽譜）の両方を利用する場合には、2件になりますので、ご注意ください。

#### 使用料規程 第4節 出版等

- 2 その他の出版物等 公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる目的とする出版物等

### 1 件単価

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1部あたり3,000円  
(イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1部あたり25,000円  
(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の出版物等 複製部数にかかわらず7,500円

#### 1 件単価×JASRAC 管理件数 + 消費税相当額 = 出版使用料

※外国作品につきましては、使用料として当該楽曲の音楽出版社が指定する額（指し値）を JASRAC にお支払いいただきます。指し値については、事前に音楽出版社を通すなどしてご確認いただき、JASRAC への申請時にご報告ください。

#### (計算例)

発行部数（製作個数）1部・JASRAC 管理件数（内国作品）1件

- (ア) 3,000円×1件 + 消費税（10%） = 3,300円（出版使用料）  
(イ) 25,000円×1件 + 消費税（10%） = 27,500円（出版使用料）  
(ウ) 7,500円×1件 + 消費税（10%） = 8,250円（出版使用料）

#### お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)